

公立大学法人滋賀県立大学 研究データポリシー

令和7年10月3日 研究推進委員会 承認

令和7年10月7日 教育研究評議会 承認

(目的)

1. 公立大学法人滋賀県立大学（以下「本学」という。）は、学術の中心として、未来を志向した高度な学芸と、悠久の歴史や豊かな自然、風土に培われた文化を深く教授研究するとともに、開かれた大学として、県民の知的欲求に応える生涯学習の機会の提供や地域環境の保全、学術文化の振興、産業の発展など、滋賀県の持続的発展の原動力として大きく寄与することを使命として基本理念に掲げている。

本ポリシーは、本学における研究データの管理、公開および利活用に関する基本方針を定め、もって本法人の理念の実現に貢献することを目的とする。

(研究データの定義)

2. 本ポリシーにおける「研究データ」とは、本学における研究に関する活動を通じて、本学の研究活動に携わる者（以下「研究者」という。）によって収集または生成されたデータをいう。

(研究データの管理)

3. 研究者は、優れた研究を行う上で研究データを適切に管理・保存することが必須であることを認識し、法令ならびに本学の諸規程およびそれぞれの研究分野における法的小よび倫理的要件に従い、他の者の権利および法的利益を害さない範囲内において、研究データ管理を実施する。

(研究者の責務)

4. 研究者は、その意義を認識し、研究データを可能な範囲で公開し、利活用に供するよう努める。

(大学の責務)

5. 本学は、研究データが学術や社会の発展に寄与するものであるとの認識に基づき、可能な範囲で公開し、その利活用を推進する。

また、研究データ管理ならびに公開および利活用を支援する環境を研究者に提供する。

(その他)

6. 本ポリシーは、社会や学術状況の変化に応じて適宜見直しを行うものとする。